

Why War? 「ひとはなぜ戦争をするのか」

II : 社会科学の視点からのコメント

元国際司法裁判所 所長 小和田 恒

I. アインシュタインによる問題提起の本質は何か。

1. この問題提起には相互に関連するしかし異なった二つの問題が含まれている。
 - (1) 何故ひとは「争い・紛争(Dispute/Conflict)」に駆られるのか (一般命題)
 - (2) 何故ひとは国際関係において紛争を「戦争」という形で処理するのか (個別命題)

アインシュタインもフロイトもこの二つの命題は同じ問題であり、いずれも人間の本性に起因するものだと結論付けている。
2. アインシュタインの問い合わせに対してフロイト (そして養老孟司、斎藤環も) は、基本的には、自然科学者の視点から生物としての人間の本性に係る説明を与える。この説明は正しいか。
3. しかし、筆者の私見では社会科学者の視点から見た状況はかなり異なったものとなる。
 - (1) 第一に 人間は自然界にあって動物から進化したものである以上生物としての側面を持つこと、特に「自己保存本能」及びその延長線上にある「種の保存(生殖) 本能」を持つことは否定しがたいであろう。その意味では、

アインシュタイン及びフロイト両者の指摘には一面の真理があると考えられる。その「本能」を「欲動」と呼ぶフロイトは、①人間の欲動には「生の欲動（エロス）」と「死の欲動（タナトス）」とが混じり合って存在しており、②この「死の欲動」こそが人が本能として戦争へ駆り立てられる原動力であると主張する。しかしこのフロイトの主張は、フロイト精神分析学に疎い筆者の眼には、実証されていないかまたは実証されえない人間精神の内面に関する仮説に基づくフロイトの仮説以上のものでないのではないかと映ることを禁じえないのである。

(2) 第二に 人間を社会的存在としてとらえる政治学者トマス・ホッブスは、同じように人間の生物的側面に着目して「自然状態においては人間がお互いに争う関係にある (*homo homini lupus*)」ことを認めつつも、社会的存在としての人類 *homo sapiens* は動物と異なり、平和にむかわせる情念として死への恐怖 (Fear)、快適な生活にたいする意欲 (Desire)、労働によってそれを獲得する希望 (Aspiration) を持っているとする。

4. この点について、ホッブスは次のようにその所論を展開する。

自然は人びとを心身の諸能力において平等につくった…能力のこの平等から我々の目的を達成することについての希望の平等が生じる。それにもかかわらず二人がそれを享受出来ないとすると彼等は互いに敵となる… [その結果] 人びとは、彼等を威圧しておく共通の権力 (civil state—社会的存在としての人間を統治する権力—これをホッブスは Leviathan に喩えた) なしに生活するときには、戦争と呼ばれる状態にあり、そういう状態は各人の各人に対する戦争である…それであるから、我々は、人間権力構造の本性の中に三つの主要な争いの原因を見出す。第一は競争 (Competition)、第二は不信 (Diffidence)、第三は名誉 (Glory) である。

5. これを認めたうえで、ホップスは次のような反論を展開する。

人が単なる自然によっておかれれる悪い状態についてはそうであるとして、そのことは、人間がそこから脱却する可能性を伴っている〔ことを示す〕のである。その可能性は、一部は（人間の）諸々の情念、一部は彼の理性にある。人びとを平和に向かわせる諸情念とは死への恐怖(Fear)であり、快適な生活への意欲(Desire)であり、それらの獲得への希望(Hope)である。そして、「理性は都合の良い平和の諸条項を示唆し人びとは協定〈Agreements〉へと導かれうる。

（この部分の訳文は意味不明）

6. もちろん、このホップスの反論はフロイトの主張に向けられたものではない。

しかし、政治学者ホップスが社会的存在としての人間（17世紀中葉のクロムウェル時代の英国社会コモンウェルスの人びと）観察の結果達したこの結論は、筆者にはより実証的かつ説得的なものに感じられる。ホップスの所論が念頭に置くのは、17世紀クロムウェルの統治下におかれたコモンウェルスのような、いわば Leviathan によって統治される社会である。彼は、本能的には争い（戦争）に導かれる人間がより一層の安寧（平和）を求めて共通の権力（主権者）のもとに入る協定（社会契約）関係に入ることになるのだとして、有名な「社会契約説」を唱道する先駆者となった。（この説明が当時のヨーロッパの全般的社会状況の説明として妥当するものであるか否かはここでは問わない。）

7. ここで重要なことは、基本的に「国内社会」における個人の行動の省察から導かれた彼の社会秩序（戦争/平和）論が、神聖ローマ帝国に拠る法王の一元的社会秩序の下にあった中世ヨーロッパ社会が宗教改革の津波により崩壊した後に生まれた新しい「国際社会」における主権国家の行動にどの程度妥当しうる分析たりうるかという点（上述 I 1. (2)）にかかることになる。

II. Westphalia Legal Order における問題の変質

1. 近代国際社会と呼ばれるものは、30 年にわたってカトリック派とプロテスタント派との間でヨーロッパを二分して戦われた三十年戦争（1618－1648）がウェストファリアの講和（Peace of Westphalia）により終結した結果生まれたものということができる。この戦争は、神聖ローマ帝国下のヨーロッパにおけるローマ法王を頂点とするヒエラルキー的秩序（他律的秩序）を崩壊させ、それに代わって Westphalian Legal Order と呼ばれる新しい国際秩序を生み出した。この新秩序は、①国際社会は主権国家を構成員とする社会である ②主権国家は一領域の大小、人口の大小、国力の強弱を問わずすべて主権独立の存在である ③したがって主権国家相互間の他国の内政への干渉は許されない ④主権国家を拘束する秩序（国際法秩序）はその同意のみに基づいて形成されるという「絶対主権」の諸原則に基礎を置く「自律的秩序」である点にその特色がある。
2. この自律的秩序は、社会における「主権平等」という原則から出発する点で、ホップスの主張と似ているようにみえる。しかしこの秩序は、社会の構成員である主権国家がすべて平等であるべきであるという制度的、法的枠組を設定したという意味で、大国/小国、強国/弱国からなっている国際社会の政治的現実を無視したユートピア的枠組みであり、かえって主権国家間の争いを激化させることになった。（ホップスの場合は「自然が人びとを心身の能力において平等に作った」という彼の現実認識に立ちつつ、そういう彼の認識にもかかわらず人びとの間から「争い」を排除するためには社会の構成員を共通に律する超絶的権力（Leviathan）による「他律的秩序」が不可欠だと考えた点で両者は大いに異なる。）

3. ウエストファリアの講和自体が宗教改革後のヨーロッパの国際秩序を Leviathan (ローマ法王) の存在から自由にすることを目指したともいえることを考えれば、この Westphalian Legal Order は、国家間の主権独立平等の原則に立つ制度的秩序の枠組みを作ったという意味では、国際法支配型の Utopian Order を志向したものとみることは許されよう。しかしそれが争いに駆られる本性という一面を持つ人間集団としての主権国家から構成される社会の現実に対する歯止めを欠くという点では権力支配型の Apologian Order を生み出す結果となったことは否定しえないところであろう。そして、それがその後のヨーロッパ世界一ひいては今日の世界一の国際秩序の基本的枠組みを形作るに至っているというのは、歴史の宿命ともいえるであろう。

4. そのような状況を見るとき、社会的存在としての人びとが「争い」に駆られるというホップスの人間の本性に係る観察（上記 I. (2) ②）は国際社会の構成要素たる主権者ないし主権国家の本性にも *mutatis mutandis* に妥当すると考えられる。（主権者が君主、独裁者、民意の代表者のいずれであるかによってその発現の程度、態様は異なることはいうまでもない。）

5. しかし、人間社会における「争い」が避けがたいものであるとしても、その「争い」が「暴力(フロイトのいう *Gewalt/Force*)」の行使」すなわち「戦争」という形を取るのは、人間社会の必然ではなく、Westphalian Legal Order の本質及びその自律的秩序に由来するものであることが指摘されなければならない（上述 I. の問題）。国内法秩序においては、原始状態（正義実現の手段として「血讐」が認められた時代）においてはともかく、主権の行使が統治権力 (Macht/Power) の手に集中された近代国家においては、人びとの間に「争い」が避けがたいとしてもいずれの側に「正義」があるかの判定も正義実現の手段決定も単一の主権者の判断に委ねられているのに対して、Westphalian Legal

Orderにおいては、それらは強弱・大小様々な主権国家の手中に置かれているからである。したがって、Why War ? の問題は、人間の本性の解析以上の問題を含んでいることになる。

III. 自律的秩序に依拠する Westphalian Legal Order に固有な問題

人間理性の果たす役割

1. 人びとを平和に導く要因として、ホップスは情念とならんで人間の理性を挙げている。（フロイトもその論考の後半部分で——「文化」という定義すら不可能な概念を突如提示するという点で充分納得のゆく説明とはいがたいが——この問題に触れている。）しかし、行動主体が一人一人の個人ではなく、社会的存在としての主権国家である国際社会においては、争いに抑制作用として機能する人間の「理性」の働きの問題は、ホップスが指摘した「人間の本性としての理性の働き」とは異なって、「人間が経験に基づいて身に着けた叡智」の問題であり、ホップスの言う「理性」よりも大きい広がりを持つ問題であることを指摘しておきたい。
2. すなわち、17世紀以降その後300年余にわたる人類の歴史は、宗教改革という大津波に対処するために必然的に生まれざるを得なかつた新しい国際秩序が生み出した致命的な欠陥をどう克服するかという難問に直面した人間社会が、ウェストファリア体制下の状況から学んだ経験に基づく叡智（理性）によって人間社会から「戦争」を追放することを目指すいくつかの「自律的秩序」内における変更を試みてきた「歴史」と見ることができるよう思われる所以である。この人間の歴史的努力を適切に説明する表現を持たない筆者は、ここではそれを「歴史の流れ」という曖昧極まりない言葉で表現することとする。この歴史の流れは、以下の三点に要約されるであろう。

(1) 第一は、自律的秩序の枠内において、国際合意（条約）という形で強国・弱国、大国・小国の別なくすべての主権国家に適用がある国際法の規範的枠組みの中に「武力(Force)不行使」という原則を取り込むことである。ウェストファリア体制成立以来、主権国家という存在は、その対内主権を絶対的権力として行使するとともに、対外主権を他の主権国家との関係において極大にすることを可能にしてきた。そのための手段は一義的には外交であるが、同時に「戦争は別な手段による外交である」という戦争ドクトリン（クラウゼヴィッツ戦争論）の下で武力行使が正当化されてきたのである。しかし「戦争とは敵を強制してわれわれの意志を遂行させるために用いられる暴力行為（であり）、文明国家の戦争と未開国民の戦争とを比べてみると、その残虐性と破壊性において後者の方がはるかに前者にまさっている」（クラウゼヴィッツ 同上）という状況が恒常化して戦争の残虐性、非人道性が問題視されるようになる（19世紀中葉以降に頻発した大戦争—クリミア戦争、露土戦争、イタリア独立戦争などはこれを極大化した）中で、特に19世紀後半に至ってこの「主権国家の論理」を超えた「人間の倫理」を重視する声が人びとの間で強まることになる。そしてこの人びとの動きは、主権国家を動かして、戦争そのものは排除できないとしてもその残虐性、非人道性を排除する一連の交戦法規の制定・交戦手段の制限などの *jus ad bellum* と *jus in bello* の法典化、更には国際紛争処理条約制定などの19世紀末の戦時国際法（その後国際人道法と呼ばれる）採択の動きに繋がってゆく。そしてそれは、その後一定の条件下においてではあるが「戦争」そのものを禁止する多数国間条約として不戦条約（*Kellog-Briand Pact 1928*）の成立に結実し、その後の国連憲章第2条の規の規定に結実するのである。

(2) 第二に、これらは自律的秩序である以上、主権国家がその国際合意を破った場合にそれを遵守させ、戦争を回避するための道をどう確保するのかという問題が残る。個人間の紛争とは異なり、主権国家間の紛争を司法機能によって処理

するという他律的秩序の枠組みは存在しないからである。そのために 1920 年に創設された国際司法裁判所(ICJ)も、当事国の同意なしには裁判権を行使できないという現状がある。「自律的秩序」の枠組み内でこの状況の解決を図った試みが、ICJ における「任意条項受諾宣言」（主権国家が任意に裁判所の強制管轄権を受諾する宣言）制度であるが、このような技術的対応によってはウェストファリア体制に本質的欠陥を克服することは不可能であろう。抜本的な改革としては 何らかの方法によって国際社会を「他律的秩序」に転換させるしかない。そのためにはホップスのいう Leviathan の登場が不可欠であり Leviathan の登場は、①ホップスの説くような国際社会における主権国家による「社会契約」の実現 ②一極主義の究極的到着点としての霸権的統一 のいずれかに拠るしかないであろう。

その点で、21 世紀の世界が全地球化(Globalization)社会へと変貌しつつあることが注目されて良いと思われる。グローバリゼイションという現象は、国際秩序の及ぶ社会が単に植民地解放の結果地理的に全地球に拡大しただけではなく、気候変動問題、Covid 19 などパンデミックス問題に見られるような 全地球的に共通での対処を迫られる諸問題に一致して当らなければならぬ Globalized Community へと転換しつつある状況である。そしてそれは、社会的実体としての世界が「自律的秩序」の枠組みでは対応しきれない諸問題に直面してこの制度的枠組みから脱却する状況に入りつつあることを意味する。

(3) 第三に、国内法秩序と国際法秩序とにおける「紛争主体」は誰かという問題がある。前者では紛争は個人間に起きるので、その発生自体は不可避であるとしても他律的秩序の手続きによって処理される。他方、後者においては紛争の当事者は主権国家であり、それを対外的に代表する主権者の意思は、統治のもとにある人間としての個人（国民）の意思を反映するとは限らない。この紛争を

どういう手段で処理するかという判断や紛争処理のための外交がその役割を果しえない段階に達して戦争という手段に移行するかという判断は、すべて主権者の手に委ねられているからである。

3. 18世紀末のプロイセンの哲学者カントはその政治哲学に関する『永遠平和のために (Zum ewigen Frieden)』においてこの問題を取り上げて、

戦争をすべきかどうかを決定するために国民の賛同が必要となる場合に、国民は戦争のあらゆる苦難を自分自身に背負い込むのを覚悟しなければならないから、こうした割に合わない賭け事をはじめることにきわめて慎重になるのは、あまりにも当然のことである。これにたいして、臣民（ママ）が国民でないような体制、つまり共和的ではない体制においては、戦争はまったく慎重さを必要としない世間事である。それは元首が国家の成員ではなくて、国家の所有者であるから....（彼は）取るに足らない原因から戦争を一種の遊戯のように決定する（ことになる。）

と断ずる。

4. これはいささか戯画めいた断罪に過ぎるかもしれない。しかし、たとえ絶対王制下の君主、独裁者、全体主義体制の指導者でなくとも、国際社会で主権を行使する国家（ないしその指導者）の戦争観と自然状態における個人の戦争観との間に紛れもなく存在する乖離をどう考えるべきか、又この乖離をどう縮めるべきかという問題は、Why War? の問題をどう解決するのかを特に今日的状況の中で考察するにあたって検討すべき重要なポイントではないかと考えるのである。

主要参考文献

アインシュタイン・フロイト ひとはなぜ戦争をするのか (講談社学術文庫)

トウキディデス 戦史 (中公クラシックス)

ホップス リヴァイアサン (岩波文庫)

クラウゼヴィッツ 戦争論 (徳間書店古典シリーズ)

カント 永遠平和のために (岩波文庫)